

●後見の内容

要件	対象者の判断能力	・精神上的の障害より事理を弁識する能力に欠ける者 ・一般的には、認知症、知的障害、精神障害等により物事を判断する能力が不十分な者
開始の手続き	申立権者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長等
	本人の同意	不要
	医師の鑑定	原則必要
成年後見人の権限	必ず与えられる権限	財産管理についての全般的な代理権、取消権（日常生活に関する行為は除く）
	申立により与えられる権限	—
選任される者	援助者	成年後見人
	監督人	成年後見監督人
援助者の一般的義務		本人の意思尊重義務、身上配慮義務
制度を利用した場合の制限事項		医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど

しに来る」という旨の申し出があれば、「成年後見制度に関する届出書」を提出してもらいます。届出書が提出されると金融機関は速やかに「後見の設定」を行い、預金等の財産を成年後見人の管理下に置くための手続きを行います。

成年後見制度に関する届出書には、連名で成年被後見人、成年被後見人の住所、氏名、届出印を記

「成年被後見人用に預金口座を作りたい」と言われた場合は、どうすればよいでしょうか。この場合も、前述の既存口座と変わらず成年後見制度に関する届出書・登記事項証明書を提示してもらうとともに、成年被後見人の取引時確認や成年後見人の所定の確認を行います。

なお、預金口座の名義については、従来の成年被後見人の名義を変更しなくても構いません。成年後見制度を利用して預金の帰属は成年被後見人自身にあるからです。成年後見人の管理下にあることを認識できる状況で足りると思われま

入・押印することとなっていますが、成年後見人には代理権が付与されており、成年被後見人に代わって代筆することに問題はありませ

ん。届出印については省略することも可能です。

確認書面として「登記事項証明書」（登記が終了していない場合には、家庭裁判所の審判書の金融機関届出用抄本および確定証明

実務対応のポイント

- 預金名義人（成年被後見人）とは原則として取引を行わないようにする
- 代理人（成年後見人）と取引を行うのが基本。最初にその印鑑届などをもらい、反復的な払戻しに備える

書）を提示してもらい、来店者が成年後見人として登記されていること等を確認します。金融機関によっては、成年後見人の印鑑登録証明書を求めるところもあります。また、成年後見人の本人確認などを行うことも必要です。

一方で、成年後見人が来店し、「成年被後見人用に預金口座を作りたい」と言われた場合は、どうすればよいでしょうか。この場合も、前述の既存口座と変わらず成年後見制度に関する届出書・登記事項証明書を提示してもらうとともに、成年被後見人の取引時確認や成年後見人の所定の確認を行います。

成年後見人・保佐人・補助人との預金取引はこのように行おう

預金者が成年後見制度を利用した場合、その代理人となる後見人等と取引を行う際の留意点等を解説します。解説＝中澤裕樹 en クリエイティブ代表

①「成年後見人」と取引する際のポイント

登記を確認のうえ取引相手を成年後見人に限定するのが基本

高 齢社会を反映して、成年後見制度を利用した預金取引は増加傾向にあります。各制度について混同して取扱いを行わないように注意する必要があります。以下では、まず「後見」について見ていきましょう。

成年後見人を相手方に限定して取引

①後見とはどんな制度か
「後見」とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人（成年被後見人）を対象として成年後見人を選任し、保護、支援する制度です（民法7条）。成年被後見人は、簡単な日常生活を除いて判断能力がない人が該当するといえます。

②預金払戻時の基本的な考え方
成年後見人は、成年被後見人の

利益のために財産に関するすべての法律行為に代理権があります（民法859条1項）。預金等の払戻しについては「財産管理」にあたり、成年後見人の職務として、成年後見人に適正な代理権を与えられていると考えられます。つまり、金融機関は成年被後見人の代わりに成年後見人が来店したら、払戻しを行えるわけです。

また、成年被後見人が単独で行った法律行為については、成年後見人が取り消すことができます（民法9条）。ただし日用品の購入、その他日常生活に関する行為については取消の対象とはなりません。つまり成年被後見人も、日常生活に必要な範囲の払戻しであれば単独で行えるのです。

ここで問題となるのが、成年後見人・成年被後見人との取引が併



用されることになると、金融機関側が「日常生活に必要なかどうか」の判断をすることになり、取引の都度、成年後見人に確認をとる必要性が生じるということです。このような対応は困難と考えられます。ですから、実務上は成年被後見人との取引は避けて、成年後見人との取引に限定することが望ましいと思われま

登記事項証明書等で登記されているか確認

③成年後見人への実務対応
成年後見人が来店し、既存口座について「預金者が成年被後見人となったため、以後は私が払い戻